

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について

※手当を受給するには役場窓口において申請が必要になりますので、忘れずに申請してください。

※支給要件については、町ホームページに掲載しておりますのでご覧くださいか、住民課住民環境グループまでお問い合わせください。

1. 児童手当とは

家庭などにおける生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会で応援することを目的に手当が支給される制度です。

○支給対象となる児童

18歳到達後の最初の年度末までの児童

○支給額

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上18歳到達後の最初の年度末まで	10,000円	

※子どもの人数には経済的負担のある22歳到達後の最初の年度末までの児童を含みます。

2. 児童扶養手当とは

父母の離婚や死別などにより、ひとり親となった家庭などの生活の安定や自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当が支給される制度です。

○支給対象となる児童

- ・18歳到達後の最初の年度末までの児童
- ・心身に一定の障がいがある場合は20歳未満の児童

○支給額

	全部支給額	一部支給額
児童1人の場合	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目の加算額	11,030円	11,020円～5,520円

※所得制限などにより、減額支給または全額支給停止される場合があります。

○現況届

児童扶養手当を受給している方へ、例年7月末頃に現況届の通知を発送しておりますので、受付期間中に提出してください。

3. 特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障がいをもつ20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的に手当が支給される制度です。

○支給対象となる児童

20歳未満で心身に一定の障がいをもつ児童

○支給額

1級	56,800円
2級	37,830円

※所得制限などにより、支給停止される場合があります。

問い合わせ先 住民課 住民環境グループ



町道民税
国民健康保険税

第2期分
第2期分

の納期の月です。
納期限内納付を！

納税には、確実に
便利な口座振替を！
財政課 税務グループ